

滋賀県市町村職員研修センター議会の定例会の回数を定める条例

滋賀県市町村職員研修センター議会の定例会の回数は、年2回とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成14年12月31日までは、定例会は招集しないものとする。